

前回定例会（平成 23 年 8 月 3 日）以降の行政の動き

平成 23 年 9 月 7 日
新潟県原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認等

ア. 月例状況確認（県、柏崎市、刈羽村） 8 月 9 日

〔主な確認内容〕

- ・ 6 号機：中央制御室局部領域モニタ基盤交換現場
- ・ 1 号機：残留熱除去系配管スペース室内汚染現場

2 福島県原子力災害に係る対応

(1) 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策等

ア. 地震、地質・地盤に関する小委員会開催

○ 8 月 11 日：第 26 回小委員会

- ・ 東北地方太平洋沖地震における地震動及び津波について
- ・ 東北地方太平洋沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の断層評価の検討状況について

○ 8 月 30 日：第 27 回小委員会

- ・ 東北地方太平洋沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所等の断層評価について
- ・ 委員質問への回答

イ. 国・東京電力へ説明を求めた項目の回答

平成 23 年度第 1 回技術委員会で議論した、「国・東京電力へ説明を求める項目」に対して、保安院と東京電力から回答がありました。

今後、内容について技術委員会で確認していただきます。

(2) 柏崎刈羽原子力発電所の防災対策

ア. 原子力防災に関する勉強会の開催＞

○ 8 月 24 日：第 3 回の開催

- ・ 技術委員会の最近の動き
- ・ 原子力安全委員会等の最近の動き
- ・ E P Z、避難、屋内退避の考え方
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所に係る避難シミュレーション

○ 9 月 5 日：第 4 回の開催

- ・ 原子力災害対策における安定ヨウ素剤の取扱い及び避難者のスクリーニング
- ・ 原子力災害対策におけるモニタリング
- ・ 避難者、屋内退避者の支援

(3) 放射線・放射能の監視

県が実施している主な放射線・放射能の調査を次表に示しました。調査結果については、随時、県のホームページ等で公表しています。

県が実施している主な放射線・放射能の調査（9月6日現在）

	項目等	概要
放射線の調査	モニタリングポスト	柏崎刈羽の 11 箇所に加え、県内 6 箇所に可搬型のポストを設置して常時監視しています。〈原安課〉
	サーベイメータ	市町村に放射線測定器を貸出し、学校等での空間放射線量の測定を支援しています。〈原安課〉
放射能の調査	河川水・水道水	県内の河川水・水道水を毎日測定しています。〈生活衛生課〉
	食品（流通食品）	県内産、県外産の流通食品（野菜・食肉・魚介類等）を毎日測定しています。〈生活衛生課〉
	米（玄米）	23 年度産米について、出荷に先立ち、県内全市町村（粟島を除く）で調査を実施しています。〈農産園芸課〉
	牛肉（県内産）	県内産牛肉について、出荷に先立ち全頭検査を実施しています。〈生活衛生課〉
	汚泥（下水道等）	下水道で発生する汚泥等、放射性物質が集まりやすいものの調査を実施しています。〈下水道課等〉
	その他	その他、状況に応じて、放射線・放射能の調査、原因調査等を随時実施しています。〈原安課等〉

〈 〉担当課

ア. 洗車場汚泥、国への要望

洗車場の汚泥から、最大 49,000 Bq/kg のセシウム 137 等が検出されました。

この件について、新潟大学工藤教授から「国が処理基準・方法を明確にするまでに間、飛散防止などを講じ、適切に保管する必要がある。汚泥から 1 m 離れると通常の空間線量であり、距離を保つことで安全が確保できる。」との評価をいただきました。なお、洗車場の排水、排水が流入する河川水から人工放射性核種は検出されていません。

この件に関して、県は次のとおり国へ要望しました。

○8月5日：報道発表〔国への要望（洗車場汚泥の取扱）〕

国においては、放射性物質による汚染がこれ以上広がらないよう適切な対策を講じ、関連業界を指導することを強く求めます。

○8月8日：報道発表〔国への要望（自動車持ち出し基準の強化）〕

国においては、放射能濃度の高いと想定される地域からの車両持ち出しに関する基準を強化するよう国へ求めます。また、警戒区域等からの車について、スクリーニングや除染を徹底し、汚染を拡大させることのないよう、合わせて要請します。

（8月3日、8月5日、8月8日、お知らせ済み）

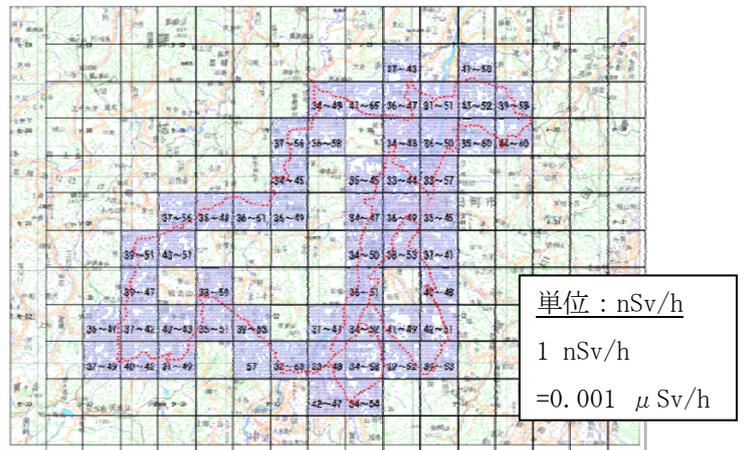
イ. 十日町市の放射性物質の検出

県では、十日町市内の保育園の汚泥等の堆積物から、最大 27,000Bq/kg の放射性セシウムが検出されたことを受け、現地で測定を行うとともに原因を調査しました。

その結果、降下物（大気中のちり、雨）として福島から飛来したものが、濃縮された（集まった）ことが原因と考えられました。

県では、今回の事案を受け、十日町市、南魚沼市に対し校庭の集水枡等、汚泥等が堆積し濃縮されている可能性がある場所の放射線量を測定し、高い濃度であった場合は密封し保管するなどの対応を要請しました。

また、念のため、十日町市、南魚沼市、湯沢町でモニタリングカーによる測定を実施しましたが、全ての地点で通常の測定値の範囲内（0.016～0.16 μ Sv/h）でした。



モニタリングカーの測定結果例（十日町市）

（8月27日、8月30日、お知らせ済み）

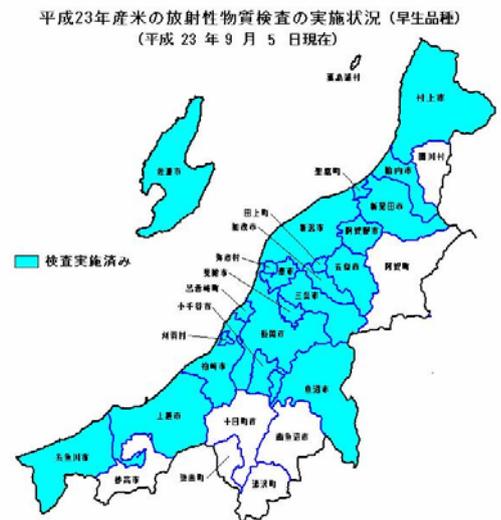
ウ. 23年産玄米の検査

23年産米について、出荷に先立ち玄米の放射性物質の調査を実施し、検査結果を公表しています。9月5日現在、右図の地点の調査を実施しましたが、放射性セシウムは検出されていません。

<担当：農産園芸課>

エ. 牛肉の全頭検査

県内産の牛肉について、全頭検査を実施し、検査結果を公表しています。9月5日現在、246頭の検査を行いました。放射性セシウムは検出されていません。<担当：生活衛生課>



（随時、お知らせしています。）

オ. 水害による放射性物質の影響調査

7月新潟・福島豪雨による放射能の影響に調査した結果、阿賀野川河口周辺の海底土等から、最大 146 Bq/kg 湿の放射性セシウムが検出されました。

今回の調査結果について、新潟大学今泉教授から次の評価をいただいています。「セシウム 134 が検出されていることから、福島第一原発事故の影響は見られるが、人体や農作物、水産物に影響のする放射能レベルとは考えられない。」

<担当：農産園芸課、水産課、原子力安全対策課>

（8月9日、お知らせ済み）

3 その他

○8月3日：報道発表〔原子力規制組織再編、政府試案についての知事コメント〕

本日公表された、環境省の外局として「原子力安全庁」（仮称）を新設することなどを柱とした原子力規制に関する行政組織再編の試案において、原子力を規制する機関と推進する機関が同一の大臣の指揮の元にある現在の体制を改めるという点については、一定の評価をします。

しかしながら、IAEAの報告書でも事故の処理にあたって、電力の供給責任を負う政府がベントや海水注入等まで介入しすぎたとの指摘があり、環境省の下に政府機関として設置されれば、その懸念は残ります。

国民から原子力安全規制体制に対する信頼を取り戻すためには、政府から一定の距離を置いた、専門家の集団である米国NRCのように独立した行政委員会として設置すべきです。この点において、今回の政府の試案は不十分であると考えています。

○8月6日：報道発表〔1号機、定期検査〕

本日、原子炉を停止したと東京電力から連絡を受けましたのでお知らせします。県では、引き続き安全を最優先に取り組むよう要請しました。なお、本日8時までの環境放射線モニタリング結果に異常はみられません。

○8月23日：報道発表〔7号機、定期検査〕

本日、原子炉を停止したと連絡を受けましたのでお知らせします。

県では、1号機の定期検査において作業手順に誤りがあったこと等を踏まえ、安全を最優先に取り組むよう要請しました。なお、本日9時までの環境放射線モニタリング結果に異常はみられません。

○9月1日：報道発表〔松葉、コバルト60の検出〕

東京電力が、安全協定に基づく年度計画に従って、柏崎刈羽原子力発電所敷地内で採取した松葉から、ごく微量（0.11Bq/kg生）の人工放射性物質（コバルト60）を検出したとの連絡がありました。このことを受け、県では、原発周辺の松葉などの追加調査を行います。なお、県が実施している原発周辺のモニタリング結果に異常はみられません。

※9月6日から原発周辺の松葉の採取を開始しています。

○9月2日：報道発表〔7号機、漏えい燃料の確認〕

平成22年に発生した7号機漏えい燃料発生事象について、定期検査の中で漏えい燃料確定作業をしていましたが、漏えい燃料を確認したとの報告を受けました。この作業の間、県が実施している環境放射線モニタリングで異常な値は認められておりません。